

政策目標

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

参考指標

（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。）

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33 (2021))
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）に参加した人の数 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	8.9 万人 (H28 (2016))	9.1 万人 以上
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）を通じて新しい知り合いが増えた人の割合 【出典：事業参加者アンケート】	70.4% (H28 (2016))	70.5% 以上
市立図書館図書タイトル数	川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	84 万タイトル (H28 (2016))	87 万タイトル 以上
図書館の入館者数	川崎市立図書館全館（管閲覧所を除く）の入り口に設置している図書無断持出防止装置（BDS）による入館者数 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	409.4 万人 (H28 (2016))	437 万人 以上

施策 1 自ら学び、活動するための支援の充実

市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす社会教育を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆やコミュニティを創造するとともに、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材の育成に取り組みます。

- ・市民自主学級・市民自主企画事業の開催や、講座の企画や運営に関わる市民人材の育成など、自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かすことができる社会教育を展開し、市民主体の学習を担う人材を育成します。
- ★地域の中での生涯学習活動をより活発化させるため、市民の自主的な学習や活動をコーディネートしていく人材を育成し、地域活動のネットワーク化を図ることで、さまざまな市民の社会参加と知縁づくりを促進します。
- ・共生社会の実現に向けて、さまざまな市民が地域社会の構成員として社会参加できるよう、学びの機会の提供や、いわゆる社会的弱者の社会参加の促進を支える人材の育成を行います。
- ・市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つ、効率的・効果的な図書館の運営を行うとともに、市民サービスの向上に向けて図書館施設以外での貸出・返却サービスの充実に向けて検討を進めます。



【市立図書館の多様な活動】

市立図書館全館の個人貸出冊数の合計は毎年 600 万冊を超えています。特に、武蔵小杉駅前に移転し、平成 25 (2013) 年度に開館した中原図書館では、立地の利便性や最新 ICT 機器の導入などにより年間貸出冊数が 170 万冊を超え、その盛況ぶりが話題になっています。

中原図書館では、自動書庫・自動貸出機・自動予約棚・図書無断持出防止装置 (BDS) などの最新機器が注目されていますが、それ以外の図書館でも、自動貸出機や BDS を導入し、全館で ICT を活用した効率的な図書館運営を行っています。

地域課題の解決や、就労支援、ビジネス支援、子育て支援の場としての役割も図書館には求められるようになっており、多様な資料の充実や高度なレファレンスへの対応に取り組んでいます。

また、図書資料をセットにして学校に貸し出し、調べ学習や読書指導などを支援する取組も進めており、子どもから大人までが読書に親しむための読書推進活動を行っています。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
★ 社会教育振興事業 教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育を担う団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。	●子育てや、平和・人権・男女平等など、さまざまな学習の場の提供による、市民の「学ぶ力」の育成				
	・市民館における社会教育事業の実施	・継続実施			→
	●市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす市民講師の養成・活用				
	・養成講座及び活用に向けた取組の実施	・継続実施			→
	●市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成				
	・事業実施	・継続実施			→
	●多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保				
	・H28 資料数：全 84 万タイトル	・資料数：全 85.5 万タイトル	・資料数：全 86 万タイトル	・資料数：全 86.5 万タイトル	・資料数：全 87 万タイトル
	●地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供				
	・資料収集・提供	・継続実施	・電子書籍等の導入検討		→
図書館運営事業 市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを行うながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	●ICT 機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理				
	・維持管理	・継続実施			→
	●図書館総合システム*の円滑な運用				
	・機器の更新に向けた検討・準備	・機器更新	・円滑な運用及び次期システムの検討		→
	●来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進				
	・支援サービスの実施	・継続実施			→
	・図書館施設以外での貸出・返却手法の検討	・返却ボックスの新設及び検討の継続	・検討の継続		→
	●学校図書館への支援及び連携				
	・授業支援図書セット等の貸出	・継続実施			→
	・学社連携会議の実施	・継続実施			→

施策 2 生涯学習環境の整備

学校施設の有効活用を促進するとともに、市民の主体的な学びを支援するため、社会教育施設等の環境整備の推進や、さらなる市民サービスの向上に向けた管理・運営手法の検討など、生涯学習環境の充実を図っていきます。

- ★学校施設の有効活用を一層推進することにより、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- ・老朽化等への対応が課題となっている施設について、関係局と連携した施設長寿命化の計画的な推進や、維持補修による社会教育施設等の整備など、生涯学習環境の整備・充実を図ります。
- ・教育文化会館の今後の在り方についての検討を踏まえ、平成 34（2022）年度の供用開始をめざし、既存施設を活用した川崎市における生涯学習の拠点としての市民館機能の整備を行います。
- ・社会教育施設の市民サービス向上を図る効率的・効果的な運営のため、民間活力の適正な活用について検討するとともに、今後の在り方を検討します。
- ・市民が生涯学習に接する機会や場所を増やすため、公益財団法人や各種社会教育団体への支援・連携を行うとともに、NPO や企業、大学などとも連携したシニア向け学習事業などを行います。



【学校施設の有効活用について】

本市では、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの市民のさまざまな活動を支援することを目的に、学校教育に支障のない範囲で学校施設の有効活用を進めています。

市立小・中学校のほぼ全校で校庭、体育館の開放を行うとともに、音楽室など特別教室の開放を進めており、年間で約 267 万人の利用があります。

今後も、身近な場所で住民が集い、活動するコミュニティの拠点として、学校施設の有効活用を進めていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
★ 生涯学習施設の環境整備事業 市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、社会教育施設等の環境整備を図るなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。	●市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）のさらなる活用の推進				
	・H29 開放施設数：450 か所	・さらなる活用の推進に向けた方策の検討	・検討結果に基づくモデル事業の実施・検証		→
	●老朽化した社会教育施設等の環境整備				
	・維持補修等の実施	・継続実施			→
	●既存施設（労働会館）を活用した川崎区における市民館機能の整備推進				
	・「川崎区における市民館機能のあり方について」の公表	・施設整備に向けた基本構想作成	・施設整備基本計画作成	・基本・実施設計	・改修工事 ・教育文化会館除却設計
	●社会教育施設のより一層の市民サービス向上をめざした効率的・効果的な管理運営体制の構築				
	・効率的・効果的な管理運営体制の検討	・検討の継続	・検討結果に基づく取組の推進		→
社会教育関係団体等への支援・連携事業 生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体への支援を行うことで、市民の生涯学習の機会の充実を図ります。	●生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実				
	・H28 財団補助対象事業参加者：12,631 人	・財団補助対象事業参加者：12,700 人以上			→

基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性を活かし、専門性を充実させるとともに、生田緑地内の施設や関連部署、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

現状と課題

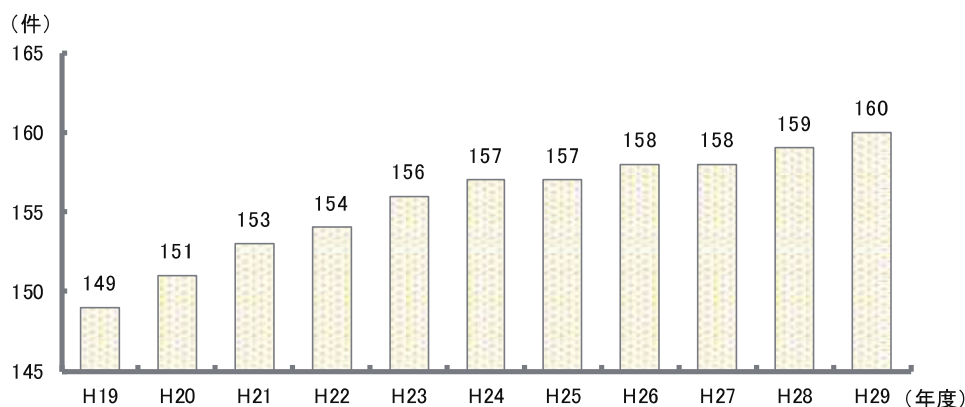
市内の指定・登録等文化財*は平成 29（2017）年度末時点で 160 件となっています【図表 20】。また指定・登録はされていないものの、地域で守られ、伝えられてきた文化財も数多く存在しています。今後は、平成 29（2017）年 12 月に運用を開始した「川崎市地域文化財顕彰制度」の仕組みも活用しながら、指定・登録文化財はもとより、それ以外の文化財についても市民への周知を行い、市内文化財の保護・活用を図る必要があります。

市内初の国史跡となった橘樹官衙遺跡群（橘樹郡家跡・影向寺遺跡）については、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」や平成 30（2018）年度に策定予定の整備基本計画に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていく必要があります。

本市では、平成 28（2016）年度に文化財ボランティア登録制度を創設し、登録ボランティアはさまざまな文化財保護・活用事業で活躍しています。さらに、平成 28（2016）年度から 30（2018）年度にかけて第 2 期文化財ボランティア養成講座を実施し、新たに登録ボランティアとなる人材を育成しています。今後も多様な担い手による文化財の保護・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることが必要です。そのためには、特に子どもたちが文化財に触れる機会を確保し、体験的な学習の場面を創出する必要があります。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示、調査研究、教育普及等、博物館活動の充実を図るとともに、学校・地域等との連携、生田緑地の横断的な管理運営、施設間連携により、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。平成 33（2021）年度に開館 50 周年を迎えるかわさき宙と緑の科学館の記念事業などを通じて生田緑地のさらなる魅力の発信を行い、生田緑地内の各博物館施設や地域、関係機関等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信に取り組めます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、海外からの観光客にも対応した展示・普及活動の充実及び施設のサービスや利便性の向上を図るとともに、生田緑地という本市を代表する地域資源を最大限に活かし、効果的な魅力発信を行う必要があります。

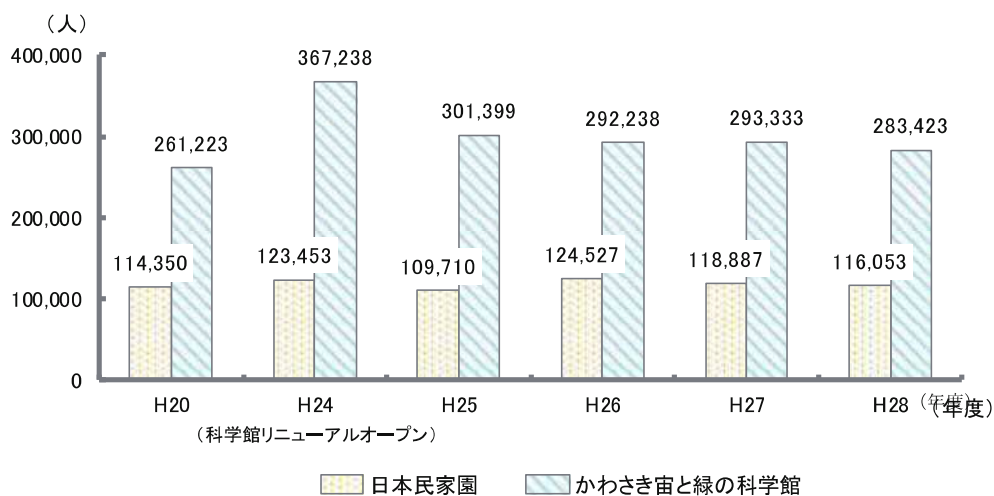
図表 20 指定・登録等文化財の件数（国・県・市）



資料：川崎市教育委員会事務局調べ

※ 件数は各年度の 3 月 31 日時点

図表 21 日本民家園・かわさき宙と緑の科学館の年間入園（館）者数



資料：川崎市教育委員会事務局調べ

政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

参考指標

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33(2021))
市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	160 件 (H29(2017))	180 件 以上
文化財ボランティアが参加した事業日数	文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	18 日 (H29(2017))	20 日 以上
橘樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	336 人 (H28(2016))	350 人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園(館)者数	日本民家園の年間入園者数(入園料一般 500 円、中学生以下・市内 65 歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料) 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	民家園 116,053 人 科学館 283,423 人 (H28(2016))	民家園 138,000 人 科学館 291,000 人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園(館)者アンケート満足度	「良かった・満足した」と回答した来園(館)者の割合 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	民家園 95.8% 科学館 86.0% (H28(2016))	民家園 97.0% 科学館 90.0% 以上

施策 1 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- ・「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- ★「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。
- ・文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。
- ・市内の学校に対して出土品を活用した出前授業などを行って、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。



川崎市重要歴史記念物
「深瀬家長屋門」
(平成 29 (2017) 年 6 月 30 日指定)



橘樹官衙遺跡群の現地見学会



【「川崎市文化財保護活用計画」について】

川崎市には、市内初の国史跡である橘樹官衙遺跡群をはじめ、多数の文化財が存在しています。これらの文化財を通じて、市民の方々が地域の歴史に親しみ、地域を再発見し、川崎のまちを「ふるさと」として感じられる、地域の歴史や文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、教育委員会では、「川崎市文化財保護活用計画」を平成26(2014)年3月に策定しました。

「川崎市文化財保護活用計画」の施策の方向性及び基本理念は次のとおりです。

○ 今後の文化財保護活用施策の方向性

基本方向1「文化財の価値の共有と継承」

基本方向2「文化財の魅力を生かした地域づくり」

基本方向3「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

○ 川崎市が目指すべき都市像（基本理念）

「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

※全文は市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000048101.html>

※「川崎市文化財保護活用計画」中の「橘樹郡衙跡・影向寺遺跡」は、「橘樹官衙遺跡群」として平成27(2015)年3月に国史跡に指定されました。



川崎市文化財保護推進キャラクター
シッシー君



川崎市文化財保護活用計画

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
文化財保護・活用事業 市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。	●「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進				
	・「地域文化財顕彰制度」の導入(H29)	・計画に基づく調査・保護・活用事業の実施			→
	●指定文化財の保存修理等の実施				
	・保存修理等実施	・継続実施			→
	●専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保				
★ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙(たちばなかんが)遺跡群」(橘樹郡家跡と影向寺遺跡)の保存・活用を図ります。	・H29 ボランティアが参加した事業 日数：延べ18日	・ボランティアが参加した事業 日数：延べ18日以上	・ボランティアが参加した事業 日数：延べ20日以上		→
	●埋蔵文化財の発掘調査等の実施				
	・調査実施	・継続実施			→
	●「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく取組の推進				
	・計画策定(H29)	・計画に基づく保存管理・活用の実施 ・史跡指定地の公有地化の推進 ・活用事業への参加者数：150人以上	・活用事業への参加者数：200人以上	・活用事業への参加者数：250人以上	・活用事業への参加者数：350人以上
	・市民との協働による史跡環境整備・維持管理の実施	・継続実施			→
	●橘樹官衙遺跡群の整備基本計画に基づく整備の推進				
		・整備基本計画の策定	・整備に向けた基本・実施設計	・整備推進	→
	●橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進				
	・調査・研究	・継続実施			→

施策 2 博物館の魅力向上

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における自然環境調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

- ・日本民家園では、日本有数の古民家の野外博物館としての特性や専門性を活かし、古民家・民具等の資料整理、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、古民家の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路の整備や危険樹木対策等を計画的に実施し、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。
- ・かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然系登録博物館として、自然・天文・科学の3分野において、特性や専門性を活かし、資料収集整理、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館と学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習投影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、科学への理解や興味を育みます。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、市民ミュージアムや岡本太郎美術館等市内各博物館と、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動や、ボランティア、市民活動団体等の育成・支援、学校・地域・関係機関等との連携・協働事業の実施、関係者間でのネットワークづくり等の連携を図ります。
- ・平成 33（2021）年度のかわさき宙と緑の科学館開館 50 周年にあわせて記念事業を展開し、生田緑地の魅力を発信します。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、「『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」（平成 28（2016）年 2 月）にも位置づけられており、外国人観光客にも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を機会として集客力を強化し、広域観光の魅力づくりを図ります。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として、市の「第 2 期川崎市文化芸術振興計画」（平成 26（2014）年 3 月）にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係部局との連携を図っていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
日本民家園管理運営事業 国・県・市の指定文化財 25 件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。	●江戸時代の古民家の野外展示				
	・ H28 利用人数：116,053 人	・ 利用人数：130,000 人以上	・ 利用人数：132,000 人以上	・ 利用人数：136,000 人以上	・ 利用人数：138,000 人以上
	●伝統生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施				
	・ 企画展示及び事業実施	・ 企画展示及び各種講座等教育普及事業の充実			
	●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施				
	・ 広報活動の実施	・ 国内外に向けた広報活動の強化			
	●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究				
	○ 文化財建造物の維持管理 ・ 維持管理の実施	・ 継続実施			
	○ 古民家耐震補強工事の実施 ・ 工事の実施	・ 継続実施			
	○ 園内の環境整備 ・ 工事の実施	・ 継続実施			
	○ 資料の整理・調査研究 ・ 整理等の実施	・ 継続実施			
	●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進				
	・ 連携事業の実施	・ 連携事業の充実			



国指定重要文化財
「佐々木家住宅」



古民家旧所在地 越中五箇山（富山県南砺市）の
伝統芸能「こきりこ」公演

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
青少年科学館管理運営事業 自然・天文・科学の3つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。	●自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示				
	・H28 利用人数：283,423 人	・利用人数：286,000 人以上	・利用人数：286,000 人以上	・利用人数：288,000 人以上	・利用人数：291,000 人以上
	●自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進				
	・教育普及事業の実施	・継続実施			→
	●プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施				
	・プラネタリウムを活用した事業の実施	・継続実施			→
	●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援				
	・天文サポーター研修会等の実施や団体支援	・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援			→
	●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進				
	・連携事業の実施	・連携事業の充実			→
	●開館 50 周年記念（H33（2021））に向けた取組				
		・記念事業の検討		→	・記念事業の実施



天体観測スペース「アストロテラス」での天体観察会



展示室での自然ギャラリー解説



進捗管理の考え方

教育プランの基本理念及び基本目標など今後本市の教育がめざすものを実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。また、社会状況や子どもたちの様子など、教育をめぐる状況は、変化を続けています。こうした状況変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要です。

そのため、教育プランに基づく取組の進捗を管理する手法として、「計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）」のいわゆる PDCA サイクルを確立していきます。

PDCA サイクルの運用に当たりましては、教育プランの中で基本政策ごとに設定した目標の到達度や施策・事務事業の計画の実行状況を点検し、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進会議から御意見をいただきながら、毎年度評価を行っていきます。評価の結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用します。

また、計画の推進には、学校・家庭・地域などの多様な主体との連携・協働が必要です。そのため、目標や事業計画が計画期間内でどこまで達成できたのかを関係者に分かりやすくお伝えする必要があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、広く市民の皆様にご公表していきます。



資料編

1 語句説明一覧表

語句	説明	掲載ページ
あ		
ICT	Information and Communication Technology の略。 コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術。デジタルカメラやプロジェクタ、実物投影装置などの情報機器も含まれる。	28, 44, 45, 46, 47, 53, 56, 91, 92
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」の3つの要素からなる力のこと。	7, 16, 13, 14, 27, 30
医療的ケア	一般的には学校や在宅等で日常的に行われているたんの吸引・経管栄養などの医療行為のこと。医療行為であるので、医師・看護師及び本人・保護者のみができる。	48, 53, 55
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。	12, 48, 54
か		
外国語指導助手（ALT）	小・中・高等学校で日本人教師の助手として外国語を教える、英語を母語とする外国人講師のこと。ALT とは Assistant Language Teacher の略	7, 34
輝け☆明日の先生の会	川崎市の教職員を目指す社会人・学生などに向けた教師塾。5月～9月の土曜日、全7回開設する。	77

語句	説明	掲載 ページ
か		
学校運営協議会	保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むため、教育委員会が指定する学校（コミュニティ・スクール）に設置する機関。教育委員会が保護者、地域住民、当該校の校長及び教職員、学識経験者等の中から任命する委員により構成される。	13, 68, 73, 74
学校教育推進会議	校長の求めに応じて、学校の教育目標、教育活動等に関する意見や要望等を述べ、共に協力し支え合うために、すべての川崎市立学校（学校運営協議会設置校を除く）に設置されている機関。校長のほか、校長が児童生徒、保護者、地域住民、教職員等から選定・委嘱した計10名程度の委員で組織する。	13, 68, 73, 74, 85
学校司書	学校図書館法の一部改正（平成27（2015）年4月1日施行）により、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事すると規定された職員のこと。	7, 37, 39
学校施設 長期保全計画	学校施設について、これまで築45年程度で改築を行ってきた手法に替えて、校舎・体育館の目標耐用年数を80年に設定し、改修による再生整備と予防保全の併用を基本とし、教育環境の早期改善を図るとともに長寿命化を推進することで、財政支出の縮減と平準化を図っていくことを目的とした事業	9, 17, 59, 61, 64
学校巡回 カウンセラー	小学校・特別支援学校・高等学校に要請訪問及び定期巡回訪問し、児童生徒・保護者の相談や、必要に応じて緊急支援を担当するスクールカウンセラーの呼称	49, 56
学校評価	学校が、保護者や地域住民等から理解と参画を得ながら、PDCAサイクル（Plan 目標設定－Do 実行－Check 評価－Action 改善）を確立する中で、学校づくりを進める仕組み	73, 75
家庭教育推進 連絡会	家庭教育推進事業の円滑な遂行を図ることを目的とする会議。区内の事業調整や集約を行うために行政区ごとに区家庭教育推進連絡会を設置し、その代表及び行政委員等で市の家庭教育推進連絡会を組織する。	82, 83

語句	説明	掲載 ページ
か		
かわさき共生＊ 共育プログラム	川崎市が実施している参加型体験学習。体験を通して、「人づきあい」の方法を楽しく学んだり学びなおしたりすることで、自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なスキル(社会性)を育てるプログラム	24, 49, 53, 56
川崎市いじめ 防止基本方針	平成 26 (2014) 年 5 月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。この市基本方針の中には、いじめ問題は学校の指導や家庭の子育ての問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることや、常に開かれた学校づくりに努め、学校が保護者や地域と一丸となって相互協力する関係づくりを進めていくことが大切であるということが定められている。	49, 53
川崎市学習 状況調査	川崎市の小学校 5 年生・中学校 2 年生を対象にした学力・学習調査。教科に関する調査(小学校 5 年生:国語・算数、中学校 2 年生:国語・社会・数学・理科・英語)及び学習や生活に関するアンケート調査を実施している。	27, 29, 30, 71
川崎市子どもの 権利に関する 条例	平成元(1989)年国連で採択された「子どもの権利条約」に基づき、平成 12 (2000) 年に全国に先がけ制定された条例。子どもが一人の人間として尊重され、安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるよう、権利の理念やそれを保障する仕組みなどを定めている。	38, 40, 86
川崎市子ども・ 若者生活調査	平成 29 (2017) 年 1 月から 2 月にかけて、本市における子ども・若者施策を総合的に推進するために、必要な資料を得ることを目的として実施された調査のこと。子ども・若者やその家庭の生活の状況などを調査するとともに、子ども・若者やその家庭の支援に関わっている相談機関や施設の職員に対し、ヒアリング調査を行った。	12, 49, 54, 78
川崎市立学校に おける教育の 情報化推進計画	平成 24 (2012) 年 3 月に、ICT 環境の整備をはじめとした教育の情報化について策定した「川崎市教育の情報化推進計画」を、新たな時代の流れに対応、発展させたもの。本市の平成 29 (2017) 年度から平成 33 (2021) 年度までの大きな方向性を示している。	44, 45
キャリア在り方 生き方教育	社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であり、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念	6, 16, 20, 21, 23, 24, 25, 26

語句	説明	掲載 ページ
か		
教育活動 サポーター	学生や教員 OB などをサポーターとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行う人材	36
教職員の勤務 実態調査	川崎市立学校教職員の勤務時間等の実態及び勤務状況に関する意識を把握するための調査。教職員が心のゆとりを持って児童生徒と向き合う時間や授業の準備等をする時間の確保を図るために、教育委員会事務局及び学校において教職員の業務の負担軽減等の方策について検討するための基礎資料を作成することを目的として、平成 29（2017）年度に実施した。	72
区・学校 支援センター	さまざまな知識や技能、経験を持つ地域の方々の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織。教育委員会が各区に設置しており、主に、学校支援の活動をする地域の方や事業所等の発掘やリストづくりを行い、各学校からの依頼を受けて紹介する活動を行っている。	73, 74
区・教育担当	区役所内の関係課をはじめ、各関係諸機関との連携を図りながら、きめ細やかな学校支援、総合的な子ども施策の推進、学校と地域の連携強化等を行う学校教育部の機関	69, 73, 74
健康給食	中学校給食の目指す姿として定めたコンセプト 特徴は ①とにかく「美味しい」 主要食材国産率 100%、和風の天然だしなど味付けの工夫 ②自然と「健康」になる 1食平均「国産野菜 125g」、米飯給食 90%以上 ③みんなが「大好き」 人気ランキングを募集し献立に反映 レシピ募集を行い優秀作品は献立に採用など	7, 41, 43
効果測定 (かわさき共生＊ 共育プログラム)	「かわさき共生＊共育プログラム」の効果を検証するために川崎市が開発したアンケート調査。結果から、子どもたちの社会性や学校生活の満足度、学級に対する感じ方、考え方が確認できる。	56
校務支援 システム	教職員が情報通信技術を活用した情報共有により、きめ細やかな指導を行うことや校務の負担軽減等を目的として平成 26（2014）年 4 月から導入。具体的には、メール、掲示板、行事予定などのグループウェア機能と、出席簿や通信票、指導要録などの校務処理機能がある。	44, 45

語句	説明	掲載 ページ
か		
公立の義務教育 諸学校等施設の 整備に関する 施設整備基本 方針	公立義務教育諸学校等施設の整備を推進するために、施設整備の目標や施設整備に関する重要事項について文部科学省が定めたもの。概ね5年を目途に見直しが行われるもので、近年では平成28（2016）年8月に改正され、老朽化対策の推進やトイレ環境の改善などが明記された。	59
子ども会議	「川崎市子どもの権利に関する条例」の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために設置された会議。現在、市・7行政区・51中学校区の子ども会議がある。子どもたちから出された意見は、提言、報告書という形でまとめられ、市や区に提出する会議もある。	84, 85, 86
子どもの泳力 向上プロジェクト	子どもたちの泳力向上という教育課題の解決に向けて、地域の教育資源であるスイミングスクール等と連携して、水に親しんでいない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を開催するという事業	84, 86
個別の指導計画	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。 本市では、小学部入学から高等部卒業まで一貫した個別の教育支援計画（年度ごとの個別の指導計画を含む）を「サポートノート」と称し、特別支援学級と特別支援学校において作成を進めている。	52, 55
コミュニティ・ スクール・ フォーラム	コミュニティ・スクール指定校が、それぞれの取組内容やその成果を発表し、他の学校へ周知するための場	74, 75
さ		
支援教育	本市において、共生社会の実現を推進するための教育の在り方のこと。発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援はこれまで同様に充実させつつ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行う。	17, 52, 53, 54, 55

語句	説明	掲載 ページ
さ		
自己有用感	自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のこと。他者からの評価やまなざしを強く感じた上でなされる自己評価であり、相手の存在なしには生まれてこない点で「自尊感情」や「自己肯定感」等の語とは異なるとされる。	16, 20, 23
指定・登録等文化財	市内に所在する文化財のうち、市・県・国の文化財に指定・登録等されている特に重要なもの。「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、その保護・活用を図っている。	95, 96
児童支援コーディネーター	従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談の機能を合わせ持った児童支援活動の中核となる教員で学校長から指名された者。校内のすべての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を可能とする支援体制の構築を推進する。	8, 49, 53, 56
就学援助	学校教育法第 19 条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、経済的に就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。教育の機会均等の理念に基づき、9 年間の義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。就学援助費の種類には、学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費などがある。	53, 54
就学援助システム	就学援助事務の正確化及び効率化を進めることを目的として構築するオンラインシステム。既に本市で稼働・運用中の「福祉総合情報システム」、「市税システム」及び「就学事務システム」から就学援助事務に必要な情報を自動的に取り込み、データベースで管理する。平成 30（2018）年 4 月からシステム構築に着手し、平成 31（2019）年 2 月からの本稼働を目標とする。	53
障害者の権利に関する条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約のこと。平成 26（2014）年 1 月、世界で 140 番目の批准国として、日本が「障害者の権利に関する条約」を締結した。	12, 48

語句	説明	掲載 ページ
さ		
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。略称は「障害者差別解消法」	12, 48
少人数学級	国が示している学級編制の標準（小学校 1 年生は 35 人、その他は 40 人）を下回る児童生徒数で 1 学級を編制すること。	33
少人数指導	1 つの学級を等質、あるいは、習熟度別、課題別などに応じて 2 つ以上に分けて行う指導形態および方法	32, 33, 54
情報活用能力	情報や情報手段を目的に基づいて選択し、活用するために必要な個人の基礎的資質。平成 29（2017）年 3 月に告示された小学校及び中学校の学習指導要領の中では「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられている。	27, 44, 45
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	7, 16, 28, 41, 43, 82
スクールガード・リーダー	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガード（学校安全ボランティア）との連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官 OB などの防犯の専門家	61, 62, 63
スクール カウンセラー	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家。生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。 文部科学省では、平成 7（1995）年度から、「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し、平成 13（2001）年度からは、全国の中学校に計画的に配置することを目標とした「スクールカウンセラー活用事業補助」を開始。本市では、全市立中学校に配置している。	49, 53, 56

語句	説明	掲載 ページ
さ		
スクール ソーシャル ワーカー	いじめ・不登校、児童虐待、暴力行為等の諸問題の解決に向け、学校だけでは対応が困難な事例等に対して、子どもに影響を及ぼしている環境（家庭、友人関係等）の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用したりして支援・援助を行う専門家。社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する者。本市では、区・教育担当のもとに配置している。	49, 53, 54, 56
スクールヘルス リーダー	学校内での研修や個別の対応が求められる子どもへの対応等について指導・助言を行い、現代的健康課題に適切に対応できるよう養護教諭の育成及び支援を行う、経験豊かな退職養護教諭等の専門家	42
全国学力・ 学習状況調査	全国の小学校6年生・中学校3年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査（小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学）及び学習や生活に関する意識調査を実施。平成30（2018）年度は理科、平成31（2019）年度は英語も実施される予定	21, 22, 23, 27, 29, 30, 33, 51, 52, 71, 80
総括学校司書	学校を訪問し、図書の選定・整理、図書館の環境整備、学校図書館ボランティアの育成のための研修会の開催など、図書館ボランティアや図書委員会への指導助言を行う職員	39
た		
確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの	7, 16, 27, 30, 32, 46
橘樹官衙遺跡群	古代の武蔵国橘樹郡の役所跡である「橘樹郡家（たちばなぐうけ）跡」（高津区千年）と、隣接する郡寺跡である「影向寺（ようごうじ）遺跡」（宮前区野川）から構成されている遺跡	10, 14, 17, 95, 97, 98, 99, 100

語句	説明	掲載 ページ
た		
地域教育会議	学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織。各行政区と各中学校区にあり、「教育を語るつどい」や「子ども会議」などを開催する。	9, 16, 78, 81, 82, 84, 85, 86
地域交通安全員	児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導をする臨時的任用職員	61, 62, 63
地域の寺子屋事業	地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点となる場「地域の寺子屋」をつくる事業。各学校の開放施設等を活用し、平日週1回の学習支援、土曜日等月1回の体験活動・世代間交流を行う。	9, 16, 79, 81, 84, 86
地域の寺子屋推進フォーラム	地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートする仕組みづくりを進める「地域の寺子屋」の取組を、より多くの市民に周知するために開催するイベント	86
中核理科教員(CST)	横浜国立大学の中核的理科教員養成プログラムを修了した小・中学校教員。CSTとは、Core Science Teacherの略	35
中高一貫教育	従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、学校教育法等を一部改正し、平成11(1999)年4月より選択的に導入することが可能となった制度	46, 47
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通って、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。本市では、言語小学校7教室、情緒等小学校7教室・中学校3教室、難聴1教室(聾学校内に設置し、対象は小・中学生)を設置している。	48, 50, 53, 55
特別支援教育コーディネーター	校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担うため、各学校の校長に指名された教員	53, 55

語句	説明	掲載 ページ
た		
特別支援教育 サポーター	市立学校において教員の補佐として配置され、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行う人材	55
特別支援教育 推進計画	本市の特別支援教育の方向性を示すもの。具体的な施策は、かわさき教育プランの中で示し、進捗管理を行う。第1期は平成17（2005）年度から平成26（2014）年度、第2期は平成27（2015）年度から概ね10年間を対象期間とする。	53, 55
図書館総合 システム	市立図書館・市立学校図書室の資料データや利用者データを一元的に管理し、貸出や予約、資料検索などの業務を行うためのコンピュータシステム	92
は		
働き方改革	職員の心と身体の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正をはじめとする取組等を推進し、もって市民サービスを推進することを目的とするもの	12, 72
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群等その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法より）	48, 53
プログラミング 教育	近年、学校教育の中で小・中・高等学校を見通した充実が求められている教育。とりわけ、小学校段階でのプログラミング教育が注目されており、平成29（2017）年3月に告示された学習指導要領に、情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや教材・教具等の活用、コンピュータの基本的な操作とともに、児童生徒が「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」として位置づけられた。	44
文化財 ボランティア	文化財ボランティア養成講座修了生により構成される登録ボランティア。文化財普及活用事業のサポートや養成講座受講生の指導を実施する。	10, 95, 97, 98, 100

語句	説明	掲載 ページ
ま		
メンタルフレンド	適応指導教室の諸活動において、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を援助するため、ボランティア活動として配置した、教育や心理に関心のある大学生・大学院生。子どもの心の友（メンタルフレンド）	57
や		
ゆうゆう広場 （適応指導教室）	教育委員会が、学校以外の場所において、小集団による体験活動・学習活動等を通して、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援する施設として設置したもの。なお、適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方を望む声もあり、川崎市では親しみやすい呼称として「ゆうゆう広場」を用いている。	53, 57
夢教育 21 推進事業	各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用や学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを推進する事業	73, 75
要保護児童対策 地域協議会	要保護児童や要支援児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るための「子どもを守る地域ネットワーク」のこと。市代表者会議と各区実務者会議（代表者部会・連携調整部会）及び個別支援会議の3部構成で運営している。	74

2 川崎市教育改革推進会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について推進会議の委員の意見を求める。

- (1) 市の教育改革等の在り方等に関すること。
- (2) かわさき教育プランの進捗状況に関すること。
- (3) かわさき教育プランの策定に関すること。

（構成）

第3条 推進会議は、13人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、市民、本市の教職員代表のうちから、教育委員会が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 教育委員会は、特別の事項について意見を聴取するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、特別の事項に関する意見の聴取が終了したときは、退任するものとする。

（推進会議の招集）

第4条 推進会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

（進行）

第5条 委員からの意見聴取を効果的に行うため、推進会議の進行は教育委員会が指名する委員が行う。

（関係者の出席）

第6条 教育委員会が必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局総務部企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 川崎市教育改革推進会議委員名簿

■平成 29（2017）年度川崎市教育改革推進会議 委員

		氏名	現職等
学識経験者	1	小松 郁夫	流通経済大学社会学部教授
	2	高木 展郎	横浜国立大学名誉教授
	3	田中 雅文	日本女子大学人間社会学部教授
	4	大下 勝巳	NPO法人かわさき創造プロジェクト理事
市民代表	5	高橋 美里	公募委員
	6	本多 寛	公募委員
	7	宮越 隆夫	川崎市地域教育会議推進協議会委員
	8	齊藤 植栄 (～H29. 7. 25) 吉澤 慶太 (H29. 7. 26～)	川崎市PTA連絡協議会会長
教職員代表	9	庄司 律子	小学校長会副会長
	10	井上 総一郎	中学校長会副会長
	11	小平 智足 (～H29. 7. 25)	高等学校長会副会長
		増田 実 (H29. 7. 26～)	
	12	上杉 忠司	特別支援学校長会長
	13	門倉 慎児	川崎市教職員組合執行委員長